

令和 8 年第 2 回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 8 年 7 月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示.....	1
2	招集年月日.....	1
3	招集の場所.....	1
4	会議の時刻.....	1
5	応招議員.....	1
6	不応招議員.....	1
7	出席議員.....	1
8	欠席議員.....	1
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
10	議事日程.....	2
11	本日の会議に付した事件.....	2
12	会議の経過.....	3
	(1) 開会及び開議の宣告	3
	(2) 諸般の報告	3
	(3) 議席の指定	3
	(4) 会議録署名議員の指名	3
	(5) 会期の決定	3
	(6) 承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、報告第1号、議案第8号から第10号の提出 3	
	(7) 提案理由の説明	4
	(8) 承認第1号の説明、採決	6
	(9) 承認第2号の説明、採決	7
	(10) 認定第1号及び第2号の説明、採決	8
	(11) 報告第1号の説明、採決	11
	(12) 議案第8号の説明、採決	11
	(13) 議案第9号及び第10号の説明、採決	12
	(14) 閉議及び閉会の宣告	14

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第22号

令和8年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年6月9日

福島県後期高齢者医療広域連合長 馬 場 雄 基

1 日 時 令和8年7月30日（木）午前11時

2 場 所 福島市杉妻町3番45号
杉妻会館 3階 「百合」

2 招集年月日

令和8年7月30日（木曜日）

3 招集の場所

杉妻会館 3階 「百合」

4 会議の時刻

令和8年7月30日（木曜日） 午前11時15分開会、午前11時53分閉会

5 応招議員

4番 須田 博行 君	6番 宗田 雅之 君	7番 坂本 浩之 君
9番 清川 雅史 君	10番 佐藤 瞭二 君	12番 斎藤 雅彦 君
13番 高橋 道也 君	14番 角田 真美 君	15番 五ノ井 義一 君

6 不応招議員

1番 椎根 健雄 君	2番 内田 広之 君	3番 遠藤 忠一 君
5番 佐藤 淳一 君	8番 大堀 武 君	11番 杉本 智美 君
16番 吉田 義則 君		

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	馬場 雄基 君	副広域連合長	高橋 宣博 君
会計管理者	木村 佳子 君	事務局長	本田 博進 君
事務局次長	泉 志保 君	総務課長	伊藤 恵理 君
業務課長	鈴木 武志 君		

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、報告第1号、議案第8号から第10号の提出
日程第 6	提案理由の説明
日程第 7	承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
日程第 8	承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて (専決第2号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定について)
日程第 9	認定第 1号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第 2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	報告第 1号 放棄した債権の報告について
日程第12	議案第 8号 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第 9号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第10号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

11 本日の会議に付した事件

「10 議事日程」に記載のとおり。

1 2 会議の経過

(午前 11 時 15 分)

(1) 開会及び開議の宣告

議長(清川 雅史君) ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより「令和 8 年第 2 回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

ご報告いたします。

椎根 健雄君、内田 広之君、遠藤 忠一君、佐藤 淳一君、大堀 武君、杉本 智美君、吉田 義則君、以上の皆さまより欠席の届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

(2) 諸般の報告

議長(清川 雅史君) 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

2 月定例会以降に、議員の異動がありましたので報告いたします。

令和 8 年 3 月 27 日付で高橋 廣志君が任期満了となりました。

これにより、令和 8 年 3 月 18 日告示の補欠選挙が執行され、宗田 雅之君が当選されました。

また、令和 8 年 6 月 30 日付で本多 勝実君が任期満了となりました。

これにより、令和 8 年 6 月 17 日告示の補欠選挙が執行され、斎藤 雅彦君が当選されました。

(3) 議席の指定

議長(清川 雅史君) 次に、日程第 2 「議席の指定」を行います。

会議規則第 4 条第 1 項の規定により、今回、補欠選挙において当選された宗田 雅之君の議席を 6 番、斎藤 雅彦君の議席を 12 番に指定します。

(4) 会議録署名議員の指名

議長(清川 雅史君) 次に、日程第 3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第 73 条の規定により、会議録署名議員に、4 番 須田 博行君、10 番 佐藤 瞭二君を指名いたします。

(5) 会期の決定

議長(清川 雅史君) 次に、日程第 4 「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間とし、会期中の日程につきましては、議事日程のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(清川 雅史君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

(6) 承認第 1 号及び第 2 号、認定第 1 号及び第 2 号、報告第 1 号、議案第 8 号から第 10 号の提出

議長（清川 雅史君） 次に、日程第5「承認第1号及び第2号、認定第1号及び第2号、報告第1号、議案第8号から第10号の提出」を行います。

ただいま、広域連合長から議案の提出がありました。

議案は先にお渡ししておりますので、ご了承願います。

(7) 提案理由の説明

議長（清川 雅史君） 次に、日程第6「提案理由の説明」を行います。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（馬場 雄基君） 本日、ここに、令和8年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、このたびの熊本地震により、甚大な被害が発生しており、亡くなられた方々に深く哀悼の意を捧げるとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

また、頻発する余震や猛暑の中の避難生活により、これ以上被害が拡大しないこと、そして1日も早く被災地で日常の生活が戻りますことを祈念申し上げます。

さて、提案理由に先立ちまして、広域連合長として、後期高齢者医療制度の運営に対する所信を申し述べ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月の創設から18年が経過し、高齢者の皆さまが安心して医療を受けられる制度として、構成市町村のご協力のもと、適正な運営に努めてまいりました。

団塊の世代がすべて75歳以上となった昨年以降、医療需要は一層増大をしており、国においては「全世代型社会保障制度」の構築に向けた改革が進められております。この改革は、高齢者・現役世代・子育て世代が負担能力に応じて支え合う仕組みを再構築することを目的としており、医療保険制度の持続可能性を確保するための見直しが段階的に進められております。

このような中、本年度より、子どもや子育て世帯を社会全体で支える新たな仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が導入されました。

広域連合におきましても、令和8年度保険料に同制度による支援金分を加算し、賦課してまいります。制度の趣旨や必要性について、ご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

次に、資格確認書については、現状のマイナ保険証の有無にかかわらず一律に資格確認書を職権交付する暫定運用が、本年8月の年次更新をもって終了となります。

年次更新以降は、この運用を見直し、85歳以上の被保険者へは、マイナ保険証の有無にかかわらず、全員に資格確認書を交付いたします。84歳以下の被保険者へは、マイナ保険証を保有していない場合に資格確認書を交付してまいります。また、マイナ保険証を保有している方々へは「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

制度変更による混乱が生じないように、市町村と連携しながら丁寧な周知・広報に努めてまいります。

続きまして、東日本大震災に伴う避難指示区域等における被保険者に対する保険料の減免措置につきましてご説明申し上げます。

国の方針により段階的な見直しが進められております。令和8年度も一部地域で保険料の減

免が終了しており、対象者への丁寧な説明と理解の促進に努めてまいります。

続きまして、健康の保持・増進に向けた取り組みをご説明申し上げます。

第3期データヘルス計画に基づき、すべての市町村で「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでおります。

併せて、オーラルフレイル予防の強化として、歯科口腔健康診査の対象を75歳到達者に加えて80歳到達者にも拡大して実施しております。

さらに、本年度は第3期データヘルス計画の中間評価の年であり、これまでの取組成果や課題を分析し、健診受診率や生活習慣改善などの主要指標につきまして、数値目標の見直し作業を進めているところであります。

この中間評価は、計画の実効性を高めるための重要なプロセスであり、来年3月までに改訂版を取りまとめる予定でございます。

続きまして、医療費の適正化について申し上げます。

引き続き、医療機関からの請求内容の点検、第三者行為求償の徹底、ジェネリック医薬品の使用促進、「医療費のお知らせ」通知など、被保険者の理解と協力のもと取り組みを推進してまいります。

国の「全世代型社会保障制度」の議論が進む中、後期高齢者医療制度においても、持続可能な制度運営と財政の健全性確保が一層求められる状況にあります。

広域連合としても、制度の安定的な運営に向け、適正な医療給付と財政運営を推進してまいります。

以上、後期高齢者医療制度を取り巻く状況と広域連合としての取り組みの一端を申し述べました。

今後も、高齢者の皆さまが安心して医療を受けられる制度の維持・発展に向け、構成市町村、関係機関の皆さまと連携しながら、着実に取り組みを推進してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本定例会に提出いたしました案件について申し上げます。

提出いたしました案件は、専決処分の承認が2件、令和7年度決算に係る認定が2件、放棄した債権の報告が1件、条例に係る議案が1件、令和8年度補正予算に係る議案が2件、合わせて8件であります。

「承認第1号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

「承認第2号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定について」は、東日本大震災等による被災者の保険料減免について、令和8年度分保険料減免の財政支援の基準が新たに示されたことから、同条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

「認定第1号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び「認定第2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、同法第233条第3項の規定により監査委員の審査に付した

決算と決算付属書類に、監査委員の意見を添えて認定に付するものであります。

「報告第1号 放棄した債権の報告について」は、福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項第4号の規定に基づき、債権を放棄したことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について」は、行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

「議案第9号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ998万7千円を追加し、その総額を、それぞれ10億8,252万5千円とするものであります。

「議案第10号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24億2,242万円を追加し、その総額を、それぞれ2,728億5,804万円とするものであります。

以上が提出議案の概要となります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

(8) 承認第1号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第7「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。

専決第1号 令和8年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、マイナ保険証や保険料率改定等の周知広報事業に係る経費を専決処分したものであります。

内容は、マイナ保険証の利用促進や令和8年8月以降の資格確認書の取扱いに加え、令和8・9年度の保険料率や新たに創設されました子ども・子育て支援金制度に関するチラシを作成し、広報事業を実施いたしました。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づき、令和8年4月1日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

議長（清川 雅史君） それでは、承認第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

（9） 承認第2号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第8「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の制定について）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」 ご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

専決第2号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する福島県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の趣旨は、被災者に対する保険料について、国から令和8年度分の減免の財源支援の基準が新たに示されたことから、当該年度の減免条例を制定するものでございます。

内容につきましては14ページ、15ページに記載されている通りでございます。

急を要したことから、地方自治法の規定に基づきまして、令和8年7月9日付で専決処分を行いました。これを報告し承認を求めるものでございます。

条例の施行日は、令和8年7月9日、適用につきましては令和8年4月1日に遡って適用いたします。

説明は以上でございます。

議長（清川 雅史君） それでは、承認第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第2号は、これを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

(10) 認定第1号及び第2号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第9「認定第1号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第10「認定第2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は関連がありますので、一括議題としたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「認定第1号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」をご説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。表の一番下の歳入合計の欄をご覧ください。

予算現額11億4,400万1千円に對しまして、調定額、収入済額は11億4,462万8,317円で、予算現額に對しまして、62万7,317円の増となりました。

次に21ページをご覧ください。

歳出について、表の一番下の歳出合計の欄をご覧下さい。

予算現額11億4,400万1千円に對して、支出済額は11億933万2,953円で、不用額は、3,466万8,047円となりました。

歳入歳出差引残額3,529万5,364円は、翌年度へ繰り越しをいたします。

次に22ページをご覧ください。

「一般会計歳入歳出決算事項別明細書」となります。

まず、歳入についてでございます。収入済額と備考の欄で説明いたします。

第1款 分担金及び負担金10億9,300万円余は、派遣職員人件費や電算処理システム運用経費など、組織や制度を運営する上で必要な共通経費に対する市町村の負担金でございます。

第5款 諸収入170万円余は、派遣職員の公舎借上に係る個人負担金、歳計現金の預金利子や会計年度任用職員等の社会保険料納付金などの雑入でございます。

以上、歳入の合計は、補正後の予算現額11億4,400万1千円に對しまして、調定額、収入済額ともに11億4,462万8,317円です。

不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、23ページをお開きください。

歳出の状況でございます。

支出済額と備考の欄でご説明いたします。

第2款 総務費1億2,200万円余は、派遣職員のうち、総務課職員の人件費負担金等でございます。

24ページへお進みください。

第3款 民生費9億8,600万円余は、事業に係る事務経費や業務課職員の人件費等を特別会計に繰り出すための経費です。

以上、歳出の合計は、補正後の予算現額11億4,400万1千円に対して、支出済額は、11億933万2,953円、不用額は3,466万8,047円となりました。

続きまして、25ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書です。5に記載のとおり、3,529万5千円の実質収支額となりました。

続きまして、「認定第2号 令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」をご説明いたします。

議案書26、27ページをお開き願います。

歳入の決算額につきましては、27ページの表の一番下、収入済額の合計で、2,635億1,000万円余、28、29ページをご覧ください。歳出の決算額は、29ページの一番下、支出済額の合計で、2,607億5,600万円余、差引残額27億5,389万9,672円は、翌年度に繰越しいたします。

続きまして30ページをご覧ください。

歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書で、主なものをご説明いたします。

まず、歳入の状況について、収入済額と備考の欄でご説明いたします。

第1款 市町村支出金483億3,100万円余は、被保険者からの保険料、保険基盤安定負担金、療養給付費負担金など、市町村からの各種負担金でございます。

第2款 国庫支出金882億7,700万円余は、療養給付費や高額医療費に係る国庫負担金のほか、普通調整交付金、特別調整交付金、災害臨時特例補助金などの国庫補助金でございます。

次に、31ページをご覧ください。

第4款 支払基金交付金991億900万円余は、社会保険診療報酬支払基金から交付される現役世代からの支援金です。

次に、32ページをお開きください。

第8款 繰越金48億2,400万円余は、国からの療養給付費負担金など、令和7年度に精算する償還分を含む前年度からの繰越金です。

不納欠損額について申し上げます。不納欠損額293万円余は、債務者本人が無資力状態にあり、債権放棄はやむを得ないと判断したことから、条例の規定により債権放棄とし、不納欠損としたものでございます。

収入未済額126万円余は、医療機関の不正・不当請求の返還金及び資格喪失後の受診による返還金や一部負担金の差額返還金などでございます。

以上、歳入の合計は、補正後の予算現額2,650億6,621万5,000円に対し、調定額2,635億1,436万4,889円、収入済額は2,635億1,016万6,512円であり、不納欠損額は293万3,947円、収入未済額は126万4,430円となりました。

次に特別会計の状況でございます。支出済額と備考の欄でご説明申し上げます。

第1款 総務費10億2,200万円余は、電算処理費のほか、資格管理費や給付管理費など、制度の運営にかかる経費です。

34ページをお開きください。

第2款 保険給付費2,535億9,300万円余は、医療機関等に支払う療養給付費や、被保険者に支給する高額療養費などです。

35ページをお開きください。

第4款 支払基金拠出金1億7,700万円余は、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みにより、広域連合が負担するものです。

36ページをお開きください。

第8款 諸支出金39億7,700万円余は、保険料還付金や療養給付費の額確定に伴う療養給付費負担金の償還金などがございます。

37ページにお進みください。

歳出の合計は、補正予算後の予算現額2,650億6,621万5,000円に対して、支出済額2,607億5,626万6,840円で、不用額は43億994万8,160円です。

次に、38ページをご覧ください。

特別会計の実質収支に関する調書でございます。5に記載のとおり、27億5,390万円の実質収支額となりました。

次に、39ページをご覧ください。こちらは、「財産に関する調書」でございます。

公有財産、物品、債権はございません。

4の基金につきましては、運営安定化基金の決算年度末現在高が、101億5,264万6,000円となっております。

以上が、令和7年度歳入歳出決算書の説明でございます。

なお、40ページ以降につきましては、主要な施策の成果等報告書です。

認定第1号、第2号についての説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（清川 雅史君） 次に、代表監査委員から決算審査の意見を求めます。

代表監査委員 長谷川 敏朗君。

監査委員（長谷川 敏朗君） 監査員の長谷川でございます。私から令和7年度の決算の審査結果について、ご報告申し上げます。

お手元の議案76ページ「令和7年度福島県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算審査意見書」をご参照いただきたいと存じます。

去る令和8年6月29日、令和7年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、佐藤委員とともに審査をいたしました。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、関係法令に準拠して作成されているものと認められました。

また、決算の計数に関しましても関係帳簿及び証拠書類と照合しましたところ、誤りがないものと認められました。

最後に決算の概要につきましては、適正かつ効率的に予算が執行され、健全な財政運営であ

ると判断いたしております。

以上、決算審査の意見としてご報告申し上げます。

議長（清川 雅史君） ただいまの代表監査委員の意見を踏まえ、認定第1号及び認定第2号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号は、これを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号及び第2号は、原案のとおり認定されました。

（11）報告第1号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第11「報告第1号 放棄した債権の報告について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「報告第1号 放棄した債権の報告について」ご説明いたします。議案書の83ページをご覧ください。

報告第1号は、療養費不正利得による返還金1件。債権額は293万円余となっております。福島県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第12条第1項の規定に基づき、債権回収の見込みがないため、当該債権の放棄について、議会定例会へ報告するものです。

報告第1号の説明は以上です。

議長（清川 雅史君） それでは、報告第1号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認め、報告第1号を終わります。

（12）議案第8号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第12「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第8号 福島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

議案書の８６ページをご覧ください。

当該条例の改正につきましては、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により行政手続法が改正され、聴聞手続に係る所在不明者等への通知等公示送達について、インターネット等を利用した方法による公表が追加で求められるようになったことを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

条例の施行日は公布の日であります。

議案第８号の説明は以上でございます。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第８号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第８号は、これを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

（13）議案第９号及び第１０号の説明、採決

議長（清川 雅史君） 次に、日程第１３「議案第９号 令和８年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」及び日程第１４「議案第１０号 令和８年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」は関連がありますので、一括議題にしたいと思います。

お諮りいたします。

一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（本田 博進君） 「議案第９号 令和８年度 福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」についてご説明いたします。

議案書の８９ページをお開きください。

補正の内容ですが、令和７年度決算の認定により繰越金が確定したことから、歳入歳出予算の総額に、それぞれ９９８万７千円を追加し、予算総額を歳入歳出ともに１０億８，２５２万５千円とするものです。

９１ページから９３ページまでが、一般会計補正予算の事項別明細書となっております。

９２ページをご覧ください。

まず、歳入についてでございます。

３款「繰越金」１項「繰越金」１目「繰越金」に９９８万７千円を追加するものです。

これは、令和８年度への繰越金３，５２９万５，３６４円が確定したことから、令和８年度当初予算で計上いたしました繰越金２，５３０万８千円との差額９９８万７千円を追加するものです。

９３ページをご覧ください。

歳出でございます。

４款「予備費」１項「予備費」１目「予備費」に繰越金で追加したものと同額の９９８万７千円を追加するものです。

続きまして、「議案第１０号 令和８年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について説明します。

議案書の９５ページをご覧ください。

補正の内容についてですが、令和７年度決算の認定により、繰越金などが確定したことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ２４億２，２４２万円を追加し、予算総額を歳入歳出共に２，７２８億５，８０４万円とするものです。

議案書の９８から１００ページまでが、特別会計補正予算の事項別明細書となっております。

９９ページをご覧ください。

まず、歳入でございます。

３款「県支出金」１項「県負担金」２目「高額医療費負担金」に５４３万５千円を追加いたします。

これは、令和７年度の高額医療費負担金の精算に伴い、概算交付額を実績額が上回ったことによる追加交付です。

次に、６款「財産収入」１項「財産運用収入」１目「利子及び配当金」は、利子率上昇により、運営安定化基金の利子増加分３，７１２万４千円を追加するものです。

８款「繰越金」１項「繰越金」１目「繰越金」に２３億７，９８６万１千円を追加します。

これは、令和８年度への繰越金２７億５，３８９万９，６７２円が確定したことから、令和８年度当初予算で計上しておりました繰越金３億７，４０３万８千円との差額２３億７，９８６万１千円を追加するものです。

次に１００ページをご覧ください。

歳出でございます。

６款「基金積立金」１項「基金積立金」１目「運営安定化基金積立金」は、歳入と同額の３，７１２万４千円を運営安定化基金積立金として追加するものです。

８款「諸支出金」１項「償還金及び還付加算金」２目「償還金」の９億８，６７４万７千円の追加は、令和７年度に概算払いで受けていた、国等からの療養給付費負担金等の精算に係る償還金等です。

９款「予備費」１項「予備費」１目「予備費」の１３億９，８５４万９千円は、令和７年度決算に係る剰余金の歳入科目繰越金の増額計上に合わせて追加するものです。

議案第９号、第１０号の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（清川 雅史君） それでは、議案第9号及び議案第10号の質疑を行います。

質疑をなさる方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論される方はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号及び議案第10号は、これを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（清川 雅史君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号及び議案第10号は、原案のとおり可決されました。

（14）閉議及び閉会の宣告

議長（清川 雅史君） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

以上で会議を閉じ、令和8年第2回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午前11時53分）